

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：技術分野の能力開発措置に基づく恩典の申請

(Technology-based Incentives)

投資委員会布告第 Sor. 1/2560 号により

仏暦 2560 年 (2017 年) 3 月 14 日付け投資委員会布告第 Sor. 1/2560 号に従う技術分野の能力開発措置 (Technology-based Incentives) に基づく投資奨励を明確化するために、委員会事務局は以下の通りに説明する。

第 1 項 技術分野の能力開発のための投資とは、以下の二つのグループに属する投資でなければならない。

1.1 第 8 類 技術及びイノベーションの開発、業種 8.1 対象中核技術開発への投資とは、製造工程やサービス業など様々な産業で使用するための十分な対象中核技術開発を持つビジネスに投資する、かつ教育機関又は研究機関との研究開発の協力を有しなければならない。対象中核技術は、バイオテクノロジー (Biotechnology)、ナノテクノロジー (Nanotechnology)、先端材料技術 (Advanced Materials Technology)、そしてデジタルテクノロジー (Digital Technology) の 4 グループある。細かい技術の例は添付資料に表示される。

1.2 対象中核技術の開発促進に関する高付加価値サービス業 (Enabling Services) への投資は、以下の通り。

- 業種 5.6 電子設計
- 業種 7.11 研究開発
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 業種 7.14 科学実験サービス
- 業種 7.15 計測器校正サービス
- 業種 7.19 職業訓練学校 (科学技術分野に限る)

なお、上記のサービス業はプロジェクトに十分な対象中核技術開発工程を持つ、かつ教育機関又は研究機関と協力して研究や開発をしなければならない。

第 2 項 投資奨励の申請方法

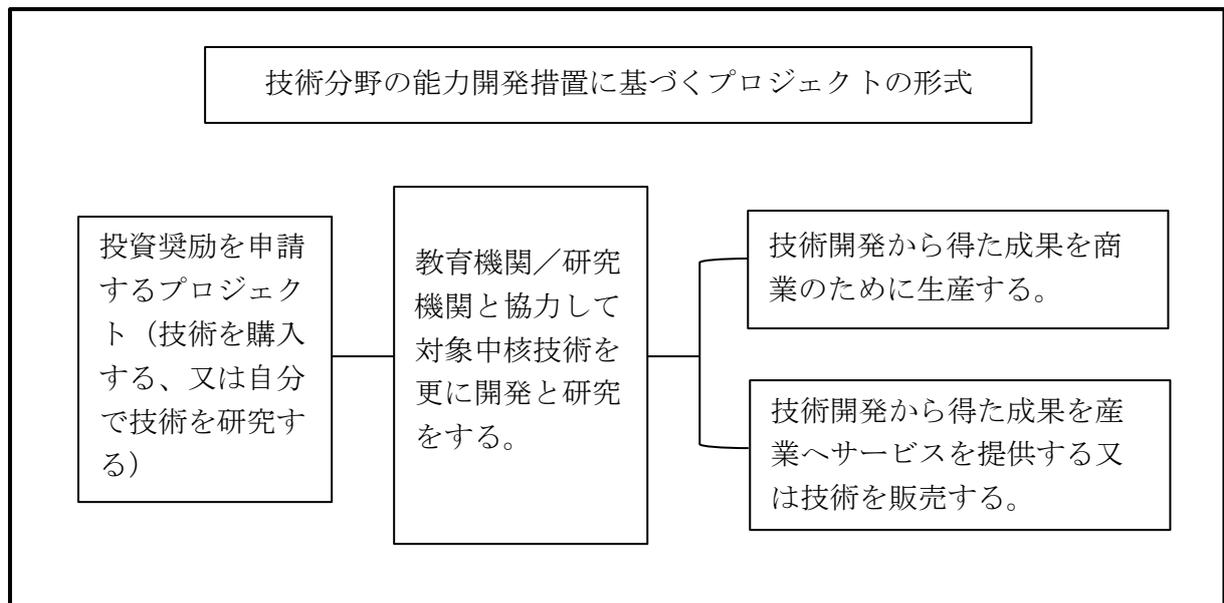
2.1 1.1 項と 1.2 項に沿って技術分野の能力開発措置 (Technology-based Incentives) に基づいて投資奨励を申請することについて、「サービス事業用奨励申請書」(F PA PP 03) とともに「技術分野の能力開発措置に基づく奨励を申請するプロジェクト申請書添付書式」を提出しなければならない。

2.2 技術開発から得た成果を活用し奨励申請のプロジェクトにおいて商業のために生産するプロジェクトがあれば、製品の種類および生産能力を技術分野の能力開発措置に基づく奨励を申請するプロジェクト申請書添付書式に記入しなければならない。

第 3 項 技術分野の能力開発措置に基づく奨励を申請するプロジェクトの重要な詳細内容と条件は以下の通り。

3.1 1.1 項と 1.2 項の投資グループは対象中核技術の開発工程がなければならない。

3.2 1.1 項と 1.2 項の投資グループは税務署に登録された教育機関又は研究機関と協力して研究や開発をしなければならない。ただし、研究と開発を協力する税務署に登録された教育機関又は研究機関は、タイに主な拠点を持たなければならない。また、プロジェクトの一部として外国の教育機関や研究機関が参加することも可能であるが、委員会の合意を得た形式でなければならない。例えば、技術研究コンソーシアムなど。



3.3 対象中核技術の開発から得た成果を展開して商業のために生産すること、又は様々な産業へサービスを提供する／支援すること、いずれかまたは両方とも運用出来なければならない。

3.4 教育機関や研究機関との研究開発協力計画に関しては、検討用に使用するために、了解覚書（MOU）又は教育機関や研究機関との共同研究開発プロジェクト提案書など、証拠を作成しなければならない。

3.5 開発から得た成果を商業のために生産する場合、事務局は技術分野の能力開発措置に基づく奨励を申請するプロジェクトにおいて奨励を取得したかどうかにかかわらず既存プロジェクトの機械を商業のための生産に使用することを許可する。ただし、技術開発から得た成果を生産工程に導入し商業のために生産するのみとする。

第4項 技術分野の能力開発措置プロジェクトの事例

4.1 生産工程のベースとして使用される対象中核技術の開発と運用。例えば、

(1) バイオテクノロジー（Biotechnology）を運用し、発酵方法、細胞培養方法や鼠の卵巣からのタンパク質を抽出する方法を開発して、人の疾病を治療するために細菌や動物細胞から抗生薬品を生産する。例えば、癌、関節リウマチ、アレルギー、乾癬など。

(2) 建築用材料の生産活動に、人口花崗岩など天然素材よりいい性能を持つ新製品を生産するために、先端材料技術（Advanced Materials Technology）の知識を運用し更に開発をする。

4.2 様々な産業へサービスを提供するベースとして使用される対象中核技術の開発と運用。例えば、

(1) 先端材料成形工程（Advance Material Forming Process）をエンジニアリングデザインサービス又は科学実験サービスの事業に運用し、高周波または超音波を使用して、周波数がある振動と開発された又は教育機関や研究機関との協力により開発されてきた圧縮力と振幅を、初期材料の選択とともに次の使用に適切な製品ができるためのパラメーターをコントロールする設計のサービス提供に運用する。

(2) 作業に運用、労働力削減のために、デジタルテクノロジー（Digital Technology）の人工知能技術（Artificial Intelligence Technology）いわゆる AI 技術を使用して雇用主のためにシステムを設計するとともに、質問回答（Call Center）又は病院の患者の疾病の検索と分析に使用するなど、様々な活動にアドバイスをする。

第5項 プロジェクトの詳細の改定

技術分野の能力開発措置に基づく奨励を取得した者が生産能力の向上、製品種類の増加、又はサービス提供の範囲拡大といったプロジェクトの詳細改定を希望する場合、検討基準は以下の通り。

5.1 技術分野の能力開発措置に基づく奨励を取得したプロジェクトの中の生産能力の向上、製品種類の増加、又はサービス提供の範囲拡大に関しては、増加する生産能力、製品の種類、又はサービス提供の範囲拡大がプロジェクト内の対象中核技術の開発に関連すれば、プロジェクトの改定を検討し認可する。

5.2 対象産業に対するサービス提供のベースとして主要技術を使用する対象中核技術開発業種、または技術分野の能力開発措置に基づく奨励を取得した研究開発業種の場合、奨励取得後にプロジェクトの詳細を変更し、研究／開発から得た成果を展開し自分で生産するか他人に委託生産をするかいずれにしても商業のために生産することがあれば、プロジェクト改定の申請が出来る。尚、当該販売により生じた収入もその業種に係る法人所得税を免除される収入として計上される。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局
仏暦 2560 年 (2017 年) 7 月 5 日

添付資料

対象中核技術開発グループ (Targeted Core Technologies)

バイオテクノロジー	先端材料技術
細胞培養／組織工学技術	先端触媒技術
遺伝子と分子技術	複合材料技術
遺伝子工学技術	機能材料技術
オミックス技術	フォトニクス&光学技術
生分野性材料技術	印刷電子および有機電子
バイオインフォメティクス	先端材料成形技術
先端バイオプロセス技術	材料特性評価技術
バイオ分析技術	エネルギー貯蔵
生体材料製造技術	
ナノテクノロジー	デジタルテクノロジー
薬物送達システム	ビッグデータ分析技術
ナノカプセル化	分散型順次トランザクションデータベース
ナノファイバー技術	人間コンピュータインタラクション技術
ナノ材料の合成	モノのインターネット技術
膜技術	自然言語処理技術
吸着技術	仮想&拡張現実感技術
ナノキャラクターゼーションとテスト	デジタルエンジニアリングと製造技術
ナノ構造の製造	ソフトウェアテスト技術
表面コーティング／エンジニアリング技術	組み込み技術
	スマートグリッド
	ウェアラブル技術
	人工知能技術
	センサー技術
	自動化技術
	ロボット技術